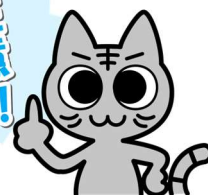


消費生活センターからのアドバイス ～定期購入トラブル防止のポイント～

注意!!



神奈川県消費生活キャラクター
ニャン吉

1. 通信販売はクーリング・オフができません！

通信販売ではクーリング・オフの適用がないため、返品や解約に関しては、事業者が定めるルールに従う必要があります。購入前に契約条件をしっかりと確認しましょう。

2. 「定期縛りなし」、「回数縛りなし」に注意！

「定期縛りなし」、「回数縛りなし」という記載があっても、それが「1回限り」の購入でもOKであることを意味するとは限りません。実際には「最低購入回数の指定がない定期購入契約」を指している場合があるため、注意が必要です。

知らなかったニャ！



3. 「いつでも解約できる」という表記に注意！

「いつでも解約できる」と書かれていても、「何度、電話をしてもつながらない」、「解約は次回発送日の▲日前まで」といった制限があるなど、思うように解約できないケースがあるため、注文前に解約方法や条件をしっかりと確認することが大切です。

解約したいのに
つながらないニャ



4. 「最終確認画面」の保存を忘れずに！

契約内容の証拠として、注文確定前の最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。保存しておくことで、万が一トラブルが発生した場合に重要な資料になります。

「最終確認画面」で確認すべきチェックリスト

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ 継続期間や購入回数が設定されていませんか？
- ☐ 支払う総額はいくらになるか確認しましたか？
- ☐ 返品や解約の条件を確認しましたか？
- ☐ 解約時の連絡方法を確認しましたか？
- ☐ 利用規約の内容を確認しましたか？
- ☐ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

不安や疑問に思ったら、消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン ☎ 局番なし188(いやや!)

※身近な消費生活相談窓口につながります。